

令和5年度第2回 板橋区地域ケア運営協議会	資料 4-3
令和6年1月11日（木）	

板橋区地域包括支援センター （おとしより相談センター） 運営方針

令和6年4月

板橋区おとしより保健福祉センター

1 地域包括支援センターの設置目的について

板橋区地域包括支援センター（おとしより相談センター）（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

センターは、「板橋区版 AIP」がめざす、「誰もが年齢を重ねても安心して住み慣れたまち（地域）に住み続けること」の実現に向けて、地域包括ケアシステムの連携拠点としての役割を担う。

介護保険法第 115 条の 47 第 1 項及び板橋区地域包括支援センター事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 6 条第 1 項に基づき、区が要綱第 3 条に定める事業を委託する。

2 センター運営における基本的視点について

（1）公益性の視点

センターは、区の介護・高齢者福祉事業を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

また、センターは、その運営費用が区民の負担する介護保険料や国・都・区の拠出する公費によって賄われているという認識のもとに、適切な事業運営を行う。

（2）地域性の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスを活用した高齢者支援を行う中核的な機関として、それぞれの地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な運営を行う。

また、センターは、介護・福祉・医療サービス、ボランティア活動、住民同士の助け合いなど地域の社会資源と連携を図ることで、医療機関・介護施設・居宅サービス事業者、関係団体、サービス利用者、及び地域住民などの意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題を把握し、日々の活動に反映させる。

（3）協働性の視点

センターの業務は、センターの保健師・看護師、社会福祉士、及び主任ケアマネジャーなどの専門職（以下「三職種」という。）が、それぞれの知識及び経験を生かしながら、職員相互の情報共有と理念・方針の共通理解のもとに、連携及び協働し、高齢者の支援にあたる「チームアプローチ」を基本とする。

また、センターは、地域において民生委員との連携を密にするとともに、居宅及び施設で介護・医療サービスを提供する保健・福祉・医療の専門職及びボランティアなどの関係者と連携を図りながら活動する。

3 業務推進の指針

(1) 業務一覧

センターは以下に掲げる業務を地域で一体的に実施する。

【包括的支援事業】

- ① 総合相談支援事業
- ② 権利擁護事業
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ④ 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）
- ⑤ 地域ケア会議推進事業
- ⑥ 在宅医療・介護連携推進事業
- ⑦ 生活支援体制整備事業
- ⑧ 認知症総合支援事業

【介護予防・日常生活支援総合事業】

- ⑨ 介護予防・生活支援サービス事業
- ⑩ 一般介護予防事業

加えてセンターは指定介護予防支援業務を行う。指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者へのケアマネジメント業務であり、センターは介護保険法の規定に基づき、区の指定を受け、この業務を実施する。

なお、受託業務及び指定介護予防支援業務の執行に関わる経費については、板橋区、厚生労働大臣が定める基準により算定される介護サービスの費用（介護報酬）及び本委託料をもって充てるものとする。

(2) 総合相談支援事業

総合相談支援事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域住民の相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。

そのためには、センターが、日頃から地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況及び生活の実態を幅広く把握し、有効な支援策等を提示する能力を有する必要がある。センターは、以下の点に留意しながら、総合相談支援事業を遂行し、様々な問題及び不安を抱える高齢者にとって、身近なところで安心して相談できる機関となるよう努める。

- ① 総合相談・個別支援・家族介護者支援・実態把握

- ア センターは、高齢者等に関する各種の相談に対し、訪問、電話、面接等により、主体的・総合的に応じる。
- イ 高齢者本人やその家族、支援者等から相談を受けた場合は、属性、世代、相談内容にかかわらず、相談を受け止めたうえで、関係機関の紹介や情報提供等を行い、必要に応じて高齢分野以外の関係機関とも連携し体制の構築及び対応に努める。
- ウ 家族介護者については、「要介護者の家族介護力」として支援するだけでなく、「家族介護者の生活・人生の質を維持向上させる」という支援する視点をもって、相談に応じる。
- エ センターが、高齢者のセーフティネット機関であることを認識し、制度の狭間で支援を必要とする高齢者を一人でも多く発見できるように、訪問などによる地域の高齢者の実態把握に努める。

② 地域包括支援ネットワーク構築

センターは、板橋区における地域包括ケアシステムの構築方針に基づき、相談協力員を始めとする多職種協働による支援ネットワークの構築に努める。また、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して尊厳ある自分らしい暮らしを続けていくことができるようにするために、日々必要な支援やニーズの把握に努める。

③ 高齢者見守り事業

ア 高齢者見守りネットワーク事業

区は70歳以上でひとり暮らしの高齢者を対象として、申請に基づき、対象となる高齢者本人と緊急連絡先の情報等を記載した「ひとり暮らし高齢者見守り対象者名簿」を作成し、センターに提供している。

登録された情報については、民生委員・児童委員、警察、消防、区関係機関で共有されるため、センターは関係機関と連携・協力し、日常の見守り活動や緊急時の安否確認、緊急連絡先への連絡などを行うこと。

イ 高齢者見守りキーホルダー事業

高齢者見守りキーホルダー事業を実施することにより、外出先で突然倒れたときや保護されたときなどの緊急時における身元確認の手立てを増やすとともに、高齢者の外出への不安を取り除くことにより、閉じこもり防止や介護予防の推進を図る。

センターは、申請書の受理、キーホルダーの交付を行うとともに通報に対応する。

(3) 権利擁護事業

権利擁護事業は、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行うことを目的とする。

① 高齢者虐待の防止・対応

高齢者虐待防止対応機関として、「板橋区高齢者虐待対応マニュアル」等に基づき、区と連携して対応する。

② 困難事例への対応

多様な問題を抱える処遇困難事例やサービス利用拒否ケース等の困難な事例を把握した場合は、三職種が連携し、センター全体で対応を検討する。

③ 消費者被害の防止・対応

地域における消費者被害に関する情報の把握に努め、高齢者や介護事業者への迅速な提供及び啓発を行う。

また、消費者被害の事例を把握した場合は、板橋区消費者センターなどと連携して対応する。

④ 成年後見制度利用支援

成年後見制度についての啓発及び必要に応じて活用支援を行う。

また、認知症などにより判断能力の低下による生活課題がある高齢者を把握した場合は、成年後見制度の活用を検討し、権利擁護いたばしサポートセンターや区等と連携して対応する。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、介護支援専門員が地域の医療関係者をはじめとした多職種や関係機関と連携・協働して包括的・継続的な支援を提供できるような環境整備と、介護支援専門員に対するサポートを行う。

① 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

多様な問題を抱える高齢者が、介護保険サービスだけでなくその他の地域資源を包括的に活用できるように、また入院・入所、在宅を行き来する高齢者のサービスが継続して切れ目なく提供できるよう、地域の介護支援専門員が、介護サービス事業者や介護施設、医療機関などの関係機関、インフォーマルサービスと連携・協働できる体制づくりを行う。

その際、居宅介護支援事業所などの主任介護支援専門員との連携に努めること。

② 介護支援専門員等へのサポート

地域の介護支援専門員が抱える困難事例等の相談に応じ、同行訪問やサービス担当者会議への出席など、介護支援専門員へのサポートを行う。

指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業所の介護支援専門員から、介護予防支援事業の適切かつ有効な実施に向けた助言を求められた場合、必要な助言を行うこと。

(5) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）は、要支援者等（居宅要支援被保険者にかかるものは除く。以下、「該当者」とする。）に対して、要介護・要支援状態等となることの予防や要介護・要支援状態等の軽減、若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的とする。

センターは、該当者に対してアセスメントを行い、介護予防・生活支援サービス事業などの適正なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行う。なお、事業の実施にあたっては、「介護予防・生活支援サービス事業マニュアル」を活用すること。

(6) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議は、個別ケースの支援内容を検討することによって個別の課題解決を行うだけでなく、これらを通じ、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントに関する実践力向上、地域包括支援ネットワークの構築、あるいは、これらのプロセスから支援体制の脆弱さ、社会資源や人材の課題が浮き彫りになることにより、地域課題の把握を行うことを目的とし、実施する。

「板橋区地域ケア会議運営マニュアル」等を活用しながら、地域の住民や関係団体の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題を関係者で共有し、その解決に向け、関係者と協働して取り組む。

(7) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携推進事業は、医療及び介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し、できる限り住み慣れた地域で自分らしく生活することができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための連携体制を構築するとともに、在宅生活を継続するため、多様なサービス提供を支援していくことを目的とする。

センターは、関係者と連携・協力するとともに、研修・連絡会等に参加す

る。

(8) 生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けていくためには、医療及び介護の専門職だけではなく、地域の住民を含めた、日常生活を支えていく多様な主体による幅広い支え合い活動（各種地域活動を含む）の提供体制を構築していくことが必要である。

生活支援体制整備事業は、各地域の協議体と生活支援コーディネーターが中心となり、地域の様々な主体と連携・協働し、日常生活の支援に関する活動等が発展・充実・強化されるよう、支え合いの地域づくりを推進することを目的とするものであるため、センターは積極的に連携する。

(9) 認知症総合支援事業

認知症になっても、自らの権利や意思が尊重され、能力を発揮し、希望を持って暮らし続けることができる社会（＝認知症フレンドリー社会）を目指し、関係機関との連携を深め、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援するための事業及び相談業務等を行うことを目的とする。

認知症地域支援推進員（以下、「推進員」とする。）を配置し、推進員が中心となり、センター全体で協力しながら地域の実情に応じた取り組みを推進する。

① 認知症の普及啓発

認知症の正しい知識の普及と理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を実施する。実施にあたっては、地域のキャラバン・メイト等と連携して、様々な地域団体や事業所、学校、民間企業等に開催を働きかけ、地域社会全体の理解を深めることに努める。

② 認知症予防の推進

地域で活動する団体等に対し、認知症予防や認知症になったときのための備えに関する正しい知識や情報の提供等、健康的な生活を継続するための支援を行う。

③ 医療・ケア・介護サービス・家族介護者への支援

認知症の疑いがある人に対し、地域における医療・介護等の様々なサービス資源を切れ目なく活用しながら、できる限り自分らしい暮らしを地域で継続できるように「もの忘れ相談」「認知症初期集中支援事業」等を活用し、多職種協働での支援を実施することにより認知症の人や家族を支援する。

認知症の人の介護者への負担軽減のために、区が実施する「認知症の方を介護する家族のための講座」への協力、「家族交流会」及び「認知症フレンドリーカフェ」等を支援する。

認知症の人や家族に対して「あんしん認知症ガイド（認知症ケアパス）」を活用し、どのような症状や変化が考えられ、どのようなサービスを受けることができるのか、相談を実施する。また、地域の認知症に関する社会資源等の情報収集及び提供に努め、認知症ケアパスの改訂に協力する。

④ 地域支援体制の強化、認知症バリアフリーの推進、若年性認知症支援社会参加支援

認知症フレンドリー社会の実現をめざし、認知症サポーターやキャラバン・メイト、地域の住民や企業等との協働活動により、認知症の人や家族を支える地域での取り組みを推進する。

地域における認知症の人や家族への支援体制を強化するために、チームオレンジの活動支援、立ち上げ等を検討する。

行方不明を防ぎ地域の見守り体制強化のため、関係機関と協働して認知症声かけ訓練の実施に努める。

若年性認知症の人や家族が希望を持った暮らしや社会参加ができるよう関係機関と連携し、若年性認知症の特性に配慮した本人及び家族支援に努める。

地域課題の把握及び支援体制整備に積極的に取り組むとともに、地域の関係機関連携を強化し、切れ目ない総合的な支援体制構築のため、「認知症支援連絡会」等の会議に参加する。

(10) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者及び元気力（生活機能）チェックの実施により生活機能の低下が見受けられた方（事業対象者）等を対象とした事業である。

センターは、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）の実施にあたり、これらのサービス内容の情報収集に努めること。

(11) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、年齢や心身の状況等にかかわらず、高齢者が要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できるよう地域の実現を目指すことを目的とする。

① 介護予防把握事業

地域の要支援・要介護になるリスクのある高齢者の早期把握に努め、支援を必要とする高齢者については適切な医療・介護・生活支援・予防等のサービスにつなげる。そのために、地域住民組織や、関係機関など地域の社会資源に対する周知を行い、ネットワークを構築し、支援が必要な対象者の発見と情報の共有を図る。

また、本人から相談があった場合は、介護予防事業の利用の可否を判断し、適宜、介護予防・日常生活支援総合事業などを紹介し、対象者の意向をふまえた事業につなぐ。また、より積極的な介護予防の取り組みを促す目的でセルフマネジメントの説明を行い、元気力向上手帳を活用する。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防やフレイル予防について、区民に対して、パンフレット等の配布、「元気おとせん！体操」などの実践及び各種講座の開催など、知識の普及を行う。

③ 地域介護予防活動支援事業

住民主体の通いの場としての自主グループの立ち上げと活動継続の支援を行い、介護予防の更なる取り組みを支援する。

また、事業対象者や一般高齢者の区別なく広く参加を促し、地域全体の活動の活性化を促す。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業への協力

地域リハビリテーション活動支援事業は、リハビリテーション専門職との連携・協働により自立支援・介護予防の取り組み強化を目指す事業である。

センターは区が行う、10の筋トレを行う通いの場の立ち上げに協力するとともに、通いの場の継続支援としてリーダーなどと顔の見える関係を築くよう計画的に関与する。

また、個別事例の生活機能、活動・参加を高めるための自立支援型地域ケア個別会議などに協力する。

(11) 留意事項

① 事業計画の作成・事業評価の実施

ア センターは、高齢者の支援を的確に行うことを念頭に、地域の実情に応じて必要となる重点課題及び重点目標を設定し、創意工夫による各地域での特色を取り込んだ事業運営に努める。

イ センターは、より効果的に事業を進めていくため、その取り組み状況の自己評価等を行い、区が行うヒアリング及び厚生労働省から示される評価項目等に基づいた評価を受けることにより、実施する事業の質の向上に努める。

ウ センターは、「地域ケア運営協議会」がセンターの業務遂行状況を評価し、次年度の事業へ反映させる等PDCAサイクルを確立させるために、毎年度、事業計画書を作成し、区に提出する。

② 個人情報保護

ア 東京都板橋区個人情報保護法施行条例等を遵守し、個人情報（行政手

続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護に関する適正な管理体制を構築する。

イ センターが、「信頼できる確かな相談機関」であるために、相談者の個人情報の保護については管理を徹底し、万全の措置を講ずるとともに、個人情報を収集及び利用する際は本人の同意を得て、相談者に対してこのことを十分説明する。

ウ センターが保有する高齢者などの情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、外部に漏れたりすることのないよう、情報管理を徹底する。

エ 相談者のプライバシーには十分に留意し、プライバシーが保護される環境を整備すること。

③ 広報活動

センターの存在や活動目的を広く周知し、業務への理解と協力を得るためにパンフレットなどを活用し、地域住民及び関係機関に積極的に広報する。

④ 職員の資質の向上に関する取組

職員の専門知識の習得や人材育成を目的として、資質の向上を図るため、センター及び法人にて研修を行うとともに、外部の研修にも積極的に参加する。

⑤ 苦情への対応

苦情については、真摯に受け止めたうえで、必要に応じてセンター内で共有し、再発防止に努める。

⑥ 災害・感染症への対応

災害や感染症が発生した場合においても、利用者に必要な支援やサービスが安定的・継続的に提供される体制を確保するために、センターにおける業務継続計画（BCP）を確立すること。なお、災害発生時においては、特に以下の点に留意すること。

ア 大規模災害時における基本的な対応

a 予防給付対象者への安否確認及びサービス継続体制の確認を行う。

b 「ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿」登録者の安否確認を民生委員と連携して行う。

c その他、区との協議のうえ、対処する。

イ 火災及び局地的な豪雨等の災害については、板橋区の情報提供及び

センターが必要に応じて行う独自の判断に基づき、アに準じた対応を行う。

⑦ 会議等への委員就任

ネットワーク構築や、地域とのつながりを深めるために、原則、各種会議の委員を受託する。

4 板橋区の責務及び連携方針

- (1) 区は、センターの設置主体として、センターの設置目的を達成するため責任を持って、体制整備及び機能強化に努め、その運営に適切に関与する。
- (2) 区は、センターの運営に関する事項について承認、協議及び評価を行う機関として区が設置する「地域ケア運営協議会」の意見を踏まえ、センターの適切、公正かつ中立的な運営を確保する。
- (3) 区は、老人福祉法に基づく措置をはじめ、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による必要な措置など、その行政権限を適切に行使し、センターの活動をサポートする。